

2 学 校 に お け る 取 組

(1) いじめを許さない学校・学級経営

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(法第13条)

イ 校内いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

- ◆いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- ◆構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権主任、低・中・高学年ブロック代表教諭、養護教諭、その他必要に応じて関係教職員や専門家を加える。
- ◆「いじめ対策委員会」は毎月一回開催することを基本とする。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- ◆「いじめ対策委員会」では次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかどうかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
 - (9) その他必要な事項

ウ いじめの未然防止

- ◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。
- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に学校全体で対応する。
- 2 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切に児童生徒の理解に努め、深い信頼関係を築く。
- 3 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- 4 児童生徒の相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢を示し、どんな些細なことでも気軽に相談でき、受け止める環境を構築する。
- 5 いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについての教職員間の共通理解を図る。
- 6 人権侵害を見抜く力や子どもが発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校・学級経営に当たる。
- 7 学校生活や教育活動において児童生徒が、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- 8 教職員の資質能力の向上、人権意識の向上を図る校内研修等の取組を推進する。
- 9 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し 保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。
- 10 家庭の様子や、児童間の人間関係等により、加害児童になる可能性のある子への支援をし、いじめを未然に防ぐ。

エ 適切な教育指導

- ◆いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした教育指導を進める。
- 1 個を大切にし、お互いを思いやり、尊重し、自分や人の生命や人権を大切にする指導等の更なる充実を図る。
- 2 はやし立てたり傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- 3 いじめを大人に伝えることは、いじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- 4 それぞれの指導・活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- 5 児童生徒への幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- 6 児童生徒への教職員の言動及び対応にかかわっては、当該児童生徒を傷つけたり、他児童生徒によるいじめを助長したりすることのないように細心の注意を払う。
- 7 思いやりの心を育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させる。
- 8 特別活動・学校行事、児童会活動等を通して好ましい人間関係の構築、学級の連帯感の高揚を図る。

オ 家庭・地域社会との連携

- 1 いじめへの対処方針、指導計画等の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- 2 いじめの問題については大小に関わらず、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- 3 いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- 4 日ごろから、児童生徒の様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図る。
- 5 学校と保護者や地域代表との意見交換の機会の設定、PTAと学校との連絡協議の場を確保する。
- 6 「いじめは重大な人権侵害である」という認識に立ち、いじめ問題について理解や協力を得るために、学習会や研修会の実施、学校だよりでの啓発や、人権週間の取組の充実や継続等、いじめ防止啓発活動に取り組む。
- 7 保護者と子どもの共同体験の機会や、家庭の教育機能の充実が図れるよう支援していく。
- 8 インターネットや携帯電話等を使うルールづくり等、家庭内での話し合いや指導の重要性について理解と協力を得られるように努める。

カ 保護者の皆様へ

ポイント

◆子どものサインを見逃さず、早く気づいて、早く対応することが大切です。

- 1 いじめは学校の中だけの問題ではありません。学校外やインターネットを利用した誹謗中傷など大人が気づきにくい「いじめ」が潜在化している可能性があるので注意してください。
- 2 いじめられている子どもだけではなく、いじめている子どもやそばで見ている子どもがサインを出していることもあります。おかしいと感じたら学校や相談機関に相談してください。
- 3 子どもの気持ちに寄り添った素早い対応をお願いします。
- 4 自分たちだけで解決しようとしたり、いじめられている子どもを励ますだけでは解決が遅れ、いじめがより潜在化するなど深刻な事態になることもあるので注意していくことも大切です。
- 5 いじめの根絶や未然防止をめざして、家庭でもできることを行うことが大切です。
 - ・命の大切さや自他を思いやるやさしい気持ちを育てるようにしてください。
 - ・よいこと、悪いことの判断ができるよう、家庭でも子どもと一緒に考えたり話をしたりする時間を持ってください。

キ 子どもたちには

- 1 いじめの根絶に向けては、児童生徒がいじめを自らの課題ととらえ、主体的に取り組むことが大切です。そのために、いじめを許さないという強い気持ちを持ち、自分たちでいじめをなくしていこうという意識を高めるための取組や、みんなが楽しく過ごせる学校にするための取組を児童会などが中心になり、学校全体で進めていきます。

